○ 農法国 林 水務 産 省省会、 経財金 **性済産業省、** 融 庁、 告示第三号

犯 罪に よる 収 益 \mathcal{O} 移転 防 止に関す る法律施 行 規 則 \mathcal{O} 部を改正する命令 (平成二十七 年料内 済産務閣 業省、 国厚総 土生

交 労 務 省 省、 農林水系 産省、 令第三号) の施行に伴い、 平成二十七

年 農法国 展林水産公公 務 公 省省会、 経財金 性済産業省、 融 庁、 国土交通省、 厚生労働省、 総務省、

告示 第 号 (犯罪による収益の移転 防止に関する法律施行規則第五条第二 項第四号の規定に基づき、 書類を

指定する件) \mathcal{O} 部を次のように改正する。

平成二十七年九月十 八日

国家公安委員会委員長 小川 惠里子

金融庁長官 森 信 親

総務大臣 Щ 本 早苗

法務大臣 上川 陽子

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 塩崎 恭久

農林水産大臣 林 芳正

経済産業大臣 宮沢 洋一

国土交通大臣 太田 昭宏

前文中 「第五条第二項第四号」を「第六条第二項第四号」に改める。

附 則

この告示は、 犯罪による収益 の移転 防止に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百十七

号)の施行の日(平成二十八年十月一日)から適用する。